

2026東住吉区民フェスティバル 出展・出店募集要項



東住吉区民フェスティバル実行委員会

2026東住吉区民フェスティバル 出展・出店募集のながれ

申込準備

飲食出店の応募にあたっては、露店による出店となり、提供できる品目に制限がありますので、
大阪市 HP [「露店営業及び臨時出店について」](#)
をご確認のうえご応募ください。



【申込期間】

令和8年7月1日(水)～7月24日(金)まで(締切日の消印有効)

【申込区分】

- A ブース出展（飲食以外）
提出書類：①⑥
- B 飲食ブース出店（地域団体等、下記C以外の出店者）
提出書類：①③⑥
- C 飲食ブース出店（店舗・露店で飲食などの営業を行っている事業者）
提出書類：①④⑥
- D キッチンカー出店（営業行為として出店する者）
提出書類：②⑤⑥

A～Dの申込区分に応じて、下記書類を実行委員会事務局（大阪市コミュニティ協会東住吉区支部協議会）へ郵送（持参不可）にてお申込みください。

※応募多数の場合は、抽選となり、出展・出店できない場合があります。

① 「2026東住吉区民フェスティバル 出展・出店申込書」
② 「2026東住吉区民フェスティバル キッチンカー出店申込書」
③ 「臨時出店届の別紙（取扱食品）」 ※記入例あり・メニュー毎に提出が必要
④ 「露店営業の許可証」及び「露店営業設備の概要」のコピー ※申請予定の方は9月30日（水）までに提出が必要
⑤ 「自動車営業許可証」及び「自動車営業設備の概要」のコピー
⑥ 「誓約書」

- ・申込期限までに上記書類の提出がない場合は出展・出店はできません。
- ・出展・出店申込にかかる一切の費用は応募者の負担とします。
- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・提出された書類に虚偽の記載があった場合、申込みを無効とします。

■申込み先■

東住吉区民フェスティバル実行委員会事務局

一般財団法人大阪市コミュニティ協会東住吉区支部協議会

〒546-0031

大阪市東住吉区田辺2-10-18

「さわやかセンター」内 東住吉地区募金会気付

TEL:080-6206-4154（業務用）

応募申込

審査

- 提出された書類により、主催者が審査いたします。
- 審査の公平性を阻害するような行為をした応募者は失格とします。

審査結果
通知

時期：令和8年8月中旬まで

- 全ての応募者に審査結果をお知らせします。
- 審査内容及び結果に対する問い合わせ、異議については一切応じられません。

出展・出店
者説明会

開催日時：令和8年8月26日（水）午後2時より
（受付は午後1時30分開始）

開催場所：東住吉区民ホール

- 審査通過者に対して、結果通知とともに案内します。
- 出展・出店にかかる注意事項、手続きなどの説明を行いますので、必ず出席して下さい。

2026東住吉区民フェスティバル

(目的)

- ◎子どもから大人まで誰もが気軽に参加できる (世代間交流)
- ◎区民同士の交流を図る (地域交流)
- ◎より賑わい、楽しい区フェスに (地域活性)

出展・出店にあたっての基本事項

- ◆ 応募資格
区民フェスティバルの趣旨を理解している次のいずれかであること。
 - ・東住吉区内で活動している団体やグループ
 - ・東住吉区内で営業している法人または個人事業者

- ◆ 区民フェスティバル開催日時
令和8年(2026年)10月18日(日)
9:00~15:00(予定であり、準備と撤収時間等含まない) 小雨決行

- ◆ 出展・出店場所
長居公園 自由広場(予定)
最寄駅: Osaka Metro 御堂筋線「長居」駅
※テントの配置は主催者が決定します。

- ◆ 出展・出店料
飲食・物販・啓発 1ブース30,000円(税込)
キッチンカー小、中型など 1ブース25,000円(税込)

- ◆ ブースの仕様
次の設備は、主催者が準備します。
A ブース出展(飲食以外)
W5.4m×D3.6mの白テント
①長テーブル(W180cm×D45cm) 6卓まで
②パイプ椅子 10脚まで
③店名看板 1枚(文字表記のみ)
④電源(コンセント)1, 5KWまで

B 飲食ブース出店(地域団体等、下記C以外の出店者)
①W5.4m×D3.6mの白テント(三方囲い付き)
②長テーブル(W180cm×D45cm) 6卓まで
③パイプ椅子 10脚まで
④店名看板 1枚(文字表記のみ)
⑤電源(コンセント)1, 5KWまで
⑥40L以上の給水・排水タンク付きシンク

C 飲食ブース出店（店舗・露店で飲食営業を行っている事業者）

- ①W5. 4 m×D3. 6mの白テント（三方囲い付き）
- ②長テーブル（W180cm×D45cm） 6卓まで
- ③パイプ椅子 10脚まで
- ④店名看板 1枚（文字表記のみ）
- ⑤電源（コンセント）1, 5KWまで

その他、40L以上の給水・排水タンク付きシンク等の露店営業に必要な設備は、「露店設備の概要」の設備の申告どおり出店者で用意すること。

D キッチンカー出店（営業行為として出店する者）

なし

その他の設備は、「自動車営業設備の概要（飲食店営業）」の設備の申告どおり出店者で用意すること。

◆ 募集期間

日程：令和8年7月1日（水）から7月24日（金）まで（締切日の消印有効）

◆ 申込み方法

- ・ 1ページに記載の申込区分に応じた書類をご準備のうえ、実行委員会事務局（大阪市コミュニティ協会東住吉区支部協議会）へ**郵送（持参不可）**にてお申込みください。
- ・ 各々の申込書等は、東住吉区役所ホームページまたは、コミュニティ協会東住吉区支部協議会ホームページからフォーマットをダウンロードできます。
- ・ 申込期限までに書類の提出がない場合は出展・出店はできません。
- ・ 各々の申込みにかかる一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・ 提出された書類は返却いたしません。
- ・ 提出された書類に虚偽の記載があった場合、申込みを無効とします。

◆ 審査

- ・ 提出された書類により、主催者が審査し、その結果を8月中旬までに申込者あてお知らせします。なお、審査にあたり、必要に応じて問い合わせを行う場合があります。
- ・ 審査内容及び結果についての問い合わせ及び異議については、一切応じられません。
- ・ 審査の公平性を阻害するような行為をした応募者は失格とします。

◆ 出展・出店決定後のながれ


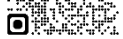
- ・ 8月中旬以降に出展・出店者説明会のご案内と共に出展・出店料をご請求します。支払方法は実行委員会事務局指定の口座への振込み（振込手数料は出展・出店者負担）となります。（指定口座への振込みが困難な場合は出展・出店者説明会の受付の際に現金でお支払いください。）
- ・ 出展・出店料入金後は返金できませんので、ご了承ください。
- ・ 指定する期限までに出展・出店料の入金がない場合は出展・出店を無効とします。

◆ 出展・出店条件等

1. 基本的な条件

- (1) 区民フェスティバルの趣旨を理解し、賛同していただけること。
- (2) 準備・開店時間、搬入・搬出方法等について主催者の指示に従うこと。
- (3) 宗教活動、政治活動等を行わないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱等により、暴力団関係ならびに公序良俗に反するおそれがあると認められる団体または個人でないこと。出展・出店決定後に判明した場合は、即時、出展・出店を取り消します。

2. 物品や食品の販売について

- (1) 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の提示、提供または販売を行わないこと。
- (2) 飲食出店の応募にあたっては、露店又はキッチンカーによる出店と  となることから、取扱食品については、
大阪市 HP [「露店営業及び臨時出店について」](#) をご確認ください。 
米飯の取扱いや直前加熱した食品同士の組み合わせを行うには改正後の食品衛生法に基づく許可が必要です。(令和3年5月31日までに取得した許可ではできません。)
なお、飲食ブース出店者(1ページに記載の申込区分Bの者)は、米飯の取扱いはできません。
- (3) 出店内容によっては、保健所や消防署等の指導・調整により、販売や提供ができない場合があります。
- (4) 取扱食品や調理方法等によって、所轄保健所に臨時出店の届出が必要になります。
(対象となる出店者は「臨時出店届の別紙(取扱食品)」に取扱食品や作業内容、担当者連絡先等の必要事項を記入いただいたうえで、事務局まで提出いただきます。)
- (5) 酒類を販売する場合は、所轄税務署へお問い合わせください。
- (6) 販売する物品・飲食物は、主催者が事前に承認したものに限り、承認内容と違う方法で販売した場合は、販売を中止いただくことがあります。
- (7) 販売価格は、原材料、市場価格等を考慮し、来場者が購入しやすい価格設定をお願いします。
- (8) 火気の使用には制限があります。特に炭の使用は認められません。
- (9) 露店では、通常の店舗に比べ設備が簡易であることや給水量が十分でないことなどから、衛生を確保するため取り扱うことのできる食品は、原則として、出店先での調理の工程が簡易であり、提供する直前に加熱する食品に限られています。
 - ・客に提供する直前に加熱調理した食品(直前加熱食品)
 - ・直前加熱食品同士を組み合わせたもの上記食品が基本となりますが、直前加熱食品以外で例外的に提供できるものもあります。詳細については2(2)の大阪市 HP をご確認ください。
なお、キッチンカーについては、食品衛生法に基づく営業許可を取得している自動車を使用してください。取り扱える品目は、許可証に添付された「自動車営業設備の概要」に記載されている品目のみです。

3. 出展・出店設備等について

- (1)電源設備は1ブースあたり 1.5kw までです。ホットプレートなどを使用される場合は、容量にご注意下さい。また、発電機は持ち込みできません。
- (2)ガス設備はありません。必要な場合は出展・出店者において用意してください。
- (3)すべての飲食ブース出店者に、消毒用アルコール、食品保管設備（クーラーボックス等）、食器器具保管設備（プラケース等）蓋つきゴミ箱、清掃道具（ほうき・ちりとり等）の設置が必要となります。
飲食ブース出店者（1ページに記載の申込区分Bの者）は、主催者が40L以上の給水・排水タンク付きシンクを準備しますが、手洗い・洗浄目的以外に使用しないでください。使用する水は出展・出店者において用意してください。
- (4)出展・出店者用の駐車場は別途ご案内します。（有料）

4. 衛生管理・原状回復について

- (1)衛生管理には十分注意を払い、消毒液等で定期的に手指などの消毒をお願いします。
※出展・出店者の判断においてマスクの要否をお願いします。
- (2)油等で出展・出店スペースを汚してしまう可能性がある場合は、ブルーシートなどによる養生等防止措置を講じてください。
- (3)イベント終了後は、出展・出店スペースの原状回復を行ってください。飲食物等により出展・出店スペースが汚れた場合は、出展・出店者が責任をもって清掃してください。
- (4)出展・出店者の責(利用者も含む)により施設・設備をき損もしくは滅失した場合は、原状回復を行ってください。

5. 出展・出店者の責任・保証について

- (1)食品の取り扱いについて、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出展・出店者各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意してください。
万一、事故等が発生した場合、速やかに事務局に報告し、出展・出店者自らの責任と費用をもって、購入者等の健康と安全を最優先に対応してください。
- (2)従事者の保険などについては、出展・出店者の責任において対応してください。
- (3)保健所、警察、消防等の指導に従ってください。
- (4)出展・出店に際して生じたトラブルについては、出展・出店者が一切の責任を負うものとし、不慮の事態の場合は事務局と協議のうえ対応してください。
- (5)出展・出店商品・現金その他持ち込み物品などの管理、保護については出展・出店者自らの責任とし、盗難・紛失・損傷・破損・災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。
- (6)混雑時は出展・出店者が利用者の誘導整理を行い、動線の確保に努めてください。
- (7)発生したごみ等については、事務局の指導に沿って適切に処理してください。
- (8)食器・器具類の片づけ（洗浄）は、ブースに設置のシンクで行ってください。
- (9)汁物を提供する出店については、購入者が飲み残した汁を回収できる物を設置してください。

6. 禁止事項

- (1) 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為
- (2) 拡声器、マイクなどによる宣伝
- (3) 指定されたブース以外での販売、及び看板等の設置

7. その他

- (1) 出展・出店条件を逸脱するような行為が見受けられる場合、事務局から指導させていただきます。指導に従っていただけないときは即時閉店いただきます。その際、いかなる場合においても出展・出店料の返金はいりません。
- (2) 雨天の場合は、プログラムの内容を中止・または一部変更・縮小して開催する場合があります。雨天で中止した場合の出展・出店料の取り扱いは出展・出店者説明会でご案内します。(その他突発的な状況により中止することもあります)
- (3) 主催者の都合により中止する場合は、出展・出店料の全額を返金します。
- (4) エリア内に、飲食に利用できるスペースを一部設ける予定です。
- (5) 前日や当日の明け方まで雨が降った場合、会場の水はけの悪い場所ではぬかるみや水たまり等の発生が予想されますので、各出展・出店者も給水スポンジやバケツ、長靴を準備する等の対策をしてください。
また、各ブースには事前にテントと同サイズのブルーシートをお配りします。使用用途は自由ですが必ず各自でお持ち帰り下さい。使用后、持ち帰りが困難な場合はゴミステーションにお持ちください。現場での放置は絶対にやめてください。未使用の場合は事務局までお返しく下さい。
なお、ぬかるみや水たまり等に段ボールを直接敷くことは厳禁です。施設管理者から厳重に指導を受けていますので絶対に使用しないでください。

■問合せ・申込み先

東住吉区民フェスティバル実行委員会事務局

一般財団法人大阪市コミュニティ協会東住吉区支部協議会

〒546-0031

大阪市東住吉区田辺2-10-18

「さわやかセンター」内 東住吉地区募金会気付

電話：080-6206-4154（業務用）